



## 木津土地改良区

### 第4号

令和3年7月発行

発行：木津土地改良区

TEL：0774-72-8597

#### ご挨拶

向夏の候 組合員の皆様におかれましては、益々ご健勝のこととお慶び申し上げます。日頃は、当土地改良区の運営にご理解とご協力を賜り深く感謝申し上げます

当土地改良区は、昨年12月から本年1月までに組合員の方々全員を対象に「土地改良区運営状況」について説明会を開催いたしました。この説明会では、過去10年間以上の収支決算状況をもとに、今後の収支計画を立てており、現行の通常賦課金額（7千円/10アール）で運営した場合は、特別会計から毎年6百万円余りの繰出しが行われることとなり、令和10年度に特別会計の積立金が赤字となり改良区運営ができなくなることから、値上げの提案をしたところです。

この説明会では、多くのご意見を頂いており、値上げの前に節減も当然のこととなっております。改良区では、平成30年度に「木津用水施設管理棟」を建設して、木津中央農地の農業振興の拠点としての活用や、農林水産省の「多面的機能支払交付金事業」の取り組みにより、事務と用水管理業務の一元化による効率的な運営を図る一方、木津川の浚渫工事や施設管理費や人件費の経費削減に努めているところです。

一方、土地改良区の課題として、組合員の高齢化による農地の荒廃化や維持管理されない施設や用排水路や農道の未整備による担い手への農地の移行が進まない現状があり、この問題解決には、基盤整備「ほ場整備」が大きなテーマとなります。このため、土地改良区は、今後の農業の在り方も求められています。基盤整備「ほ場整備」による用水の効率化や改良区区域の拡大による賦課金の低減も検討を進めることとしています。

本年3月に開催しました第70回通常総代会において、賦課金額を10アール当たり10千円とする予算議決を提案し、採決を頂いたところであります。今後とも役職員一体となり、業務運営により一層努力してまいる所存です。組合員皆様の一層のご理解ご協力をお願い申し上げます。ご挨拶といたします。

理事長 岡嶋 和秋

#### 土地改良区とは

木津土地改良区は、農業用水の供給を受ける受益者（組合員）441名の同意を受けて、昭和26年10月に土地改良法に基づき、京都府に土地改良区設立の申請をして認可を受けた法人です。当土地改良区は、木津川から農業用水を取水して木津町区及び木津区、鹿背山、市坂地域の水田に用水を供給するために、揚水機場施設・管水路施設・分水施設・農業用ため池・地下水ポンプ施設を利用して用水の配水を行っています。これらの施設を維持管理する経費（経常賦課金）を組合員から徴収して施設の管理運営を行っており、この賦課金は、揚水機の電気代や維持管理費、土地改良区事務所の人件費や事務経費に充てられています。

### 組合員とは

土地改良法では、土地の所有者で耕作を行う者又は権利に基づいて耕作を行うものを組合員として規定されています。土地改良区の土地台帳の面積・組合員の変更は、公共機関（法務局・市町村・農業委員会）などに農地の転用や異動の手続きをしても、ご本人が直接土地改良区へ届出しなければ変更はできません。

従って、届出がない場合、賦課金は変更前のまま賦課されますので、十分にご注意ください。

### 組合員資格の変更や農地を異動した場合

【くみあいんしかくどくそうつうちしょ組合員資格得喪通知書】の提出を！

- 1 農地の全部又は一部を売買・貸借・交換等があった場合
- 2 組合員が経営移譲した場合（農業者年金の受給など）
- 3 相続により組合員を変更する場合

上記に該当する場合は【くみあいんしかくどくそうつうちしょ組合員資格得喪通知書】を土地改良区へ提出してください。

（土地改良法第43条による提出義務）

農地を売買・貸借する場合、土地改良法第42条の規定によりその農地の権利義務を引き継ぐこととなります。

このため、賦課金の未納や滞納金がある場合はそのまま引き継がれますのでご注意ください。

### 転用決済金とは

土地改良区域で受益を受ける区域（農業用水の供給を受ける区域）を定款に定めており、この区域内にある農地は、地区から除外することはできません。区域内から除外する場合は、地区除外処理規程により手続きが必要となります。

用水供給の施設等を維持管理する経費は、組合員の面積に応じて賦課金を徴収して維持管理に充当しています。このため、受益面積が減少することで、残った組合員の負担が増加するため、組合員は一定期間の維持管理費を納付して地区から除外することとなります。この経費が転用決済金となります。

### ■区営土地改良事業鹿背山取水地区の工事進捗

令和2年度から令和4年度(予定)で木津川市木津八後～木津石塚までの約940mの農業用水管布設工事を実施しています。この工事は、分水施設「仕切弁」（8箇所）の開閉に支障があるため、統合分木工（2箇所）を設置して用水管理の効率化と操作方法の改善を図ります。令和2年度は、木津八後～木津西小林間の約600mの管水路布設が完成しました。平成3年度は、木津八後の統合分木工制御設備と木津石塚に統合分木工・制御設備設置工事を実施します。早期完成に向けて進めてまいりますので、今後とも関係者のご協力をお願いします。

## 土地改良区だより

### ○事業概要

目 的	現況の揚水施設及び送水管路施設は水圧が低く、末端まで安定的な供給ができないため、維持管理に労力を費やしている。本事業で施設の改良（直接分水掛の管水路の新設）や、水管理システムの再整備を行い合理的な用水供給と管理の省力化を図る。
事 業 名	土地改良区営水利施設等高度化事業
事業工期	令和2年度～令和4年度（予定）
総事業費	128,000千円（国 50% 府 5% 市 45% 改良区 0%）
主要工事	管路施設940m、水管理施設1式

統合分水工Ⅰ(木津八後)



農業用水管布設状況(管径φ250)



直接分水③(木津大次)



吐出枳

分水バルブ

直接分水③(木津大次)



分水バルブ

### ■第70回通常総代会を開催

令和3年3月21日、木津川市相楽会館において、第70回木津土地改良区通常総代会を開催いたしました。

本年度予算では、これまでの賦課金額7千円から10千円とする提案を行い、承認を受けたところです。予算執行に当たりましては、今後一層の執行に努力して参ることとして、組合員の皆様方のご理解をお願いします。本総代会の議案は、令和元年度事業報告及び決算関係、令和2年補正予算、令和3年度事業計画及び予算関係、諸規程等の一部変更等の議案とも原案どおり可決承認されました。

## 土地改良区だより

- 第 1 号議案 令和元年度事業報告の承認について
- 第 2 号議案 令和元年度一般会計及び特別会計収入支出決算並びに財産目録の承認について
- 第 3 号議案 令和 2 年度収入支出補正予算について
- 第 4 号議案 令和 3 年度事業計画の議決について
- 第 5 号議案 令和 3 年度一般会計収入支出予算の議決について
- 第 6 号議案 令和 3 年度賦課金の算定基準並びに徴収方法の議決について  
10アール当たり 田：10,000円 賦課基準日 令和3年5月1日現在
- 第 7 号議案 令和 3 年度農地転用決済金の算定基準額について  
10アール当たり 田：350,000円
- 第 8 号議案 令和 3 年度役員報酬について  
理事長：年 36,000円 副理事長：年 12,000円 会計担当理事 年：12,000円  
用水調整委員会 1回（会議など）委員長 3,000円 委員 2,000円
- 第 9 号議案 令和 3 年度預金取扱金融機関の議決について  
京都やましろ農業協同組合とする
- 第 10 号議案 一時借入金について  
木津土地改良区予算内の支出に充当するため一時借入金をすることができる
- 第 11 号議案 諸規程等の一部変更について

### ◇令和元年度決算概要

一般会計	【収入合計】	43,990,032円	
	【支出合計】	43,225,689円	
	【差引繰越】	764,343円（令和2年度へ繰越）	

#### 収 入

科目	予算額	決算額	増減	備考
組合費	6,600,000	6,578,690	△21,310	経常賦課金
使用料	859,000	861,500	2,500	天神池堤体等使用料 他
負担金	460,000	460,000	0	施設維持管理負担金
受託費	8,304,000	8,304,400	400	事務受託、多面受託
交付金及び補助金	19,826,000	19,824,000	△2,000	鹿背山地区設計費補助金
雑収入	187,000	201,365	14,365	過年度賦課金収入
繰入金	7,300,000	7,300,000	0	特別会計から繰入
繰越金	460,000	460,077	77	前年度繰越金
合計	43,996,000	43,990,032	△5,968	

#### 支 出

科目	予算額	決算額	増減	備考
事務所費	14,531,000	14,328,375	△202,625	給料・厚生費・リース料 他
維持管理費	7,260,000	6,753,829	△506,171	揚水機電気代・通信回線 他
事業費	22,149,000	22,108,900	△40,100	揚水機水管理システム 他
負担金及び寄付金	36,000	34,585	△84,080	土地改良連合会負担金
予備費	20,000	0	△20,000	
合計	43,996,000	43,225,689	△770,311	

土地改良区だより

特別会計	【収入合計】	58,990,628 円
	【支出合計】	7,300,000 円
	【差引繰越】	51,690,628 円（令和2年度へ繰越）

収 入

科目	予算額	決算額	増減	備考
決済金	1,050,000	1,017,910	△32,090	農地転用決済金
雑収入	29,921	28,639	△1,282	預金利息
繰越金	57,944,079	57,944,079	0	
合計	59,024,000	58,990,628	△33,372	

支 出

科目	予算額	決算額	増減	備考
繰出金	7,300,000	7,300,000	0	一般会計へ繰出
合計	7,300,000	7,300,000	0	

◇令和3年度予算概要

一般会計	【収入合計】	119,869,000 円
	【支出合計】	119,869,000 円

収 入

科目	本年度予算額	前年度予算額	増減	備考
土地改良事業収入	10,644,000	7,404,000	3,240,000	經常賦課金、決済金
附帯事業収入	6,671,000	7,071,000	△400,000	多面的機能受託料等
補助金収入	52,116,000	54,060,000	△1,944,000	鹿背山取水地区
業務受託料収入	1,671,000	1,578,000	93,000	事務受託、多面受託
雑収入	151,000	155,000	△4,000	過年度収入・預金利息
特定資産運用収入	10,000	0	10,000	預金利息
特別会計繰入金	0	5,267,000	△5,267,000	
繰越金	48,606,000	51,724,000	△3,118,000	
合計	119,869,000	127,259,000	△7,390,000	

支 出

科目	本年度予算額	前年度予算額	増減	備考
工事費支出	48,102,000	44,100,000	4,002,000	鹿背山取水地区
維持管理費支出	8,760,000	7,947,000	813,000	電気代・回線使用料 他
委託事業支出	1,430,000	7,000,000	△5,570,000	費用対効果算定業務
運営事務費支出	13,216,000	16,080,000	△2,864,000	給料・福利厚生費 他
事務所費支出	2,480,000	250,000	2,230,000	賃借料・光熱費 他
支払負担金等	0	180,000	△180,000	
施設更新積立金支出	44,876,000	51,047,000	△6,171,000	
転用決済金積立金支出	700,000	350,000	350,000	
退職金積立金支出	285,000	285,000	0	
予備費	20,000	20,000	0	
合計	119,869,000	127,259,000	△7,390,000	

## 土地改良区だより

### ※令和3年度以降の事業費を多面的機能支払交付金事業の活用について

木津用水施設の維持管理(機器メンテナンス・補修)や施設の更新・整備で、土地改良区の経費節減を図るため、平成30年度から**多面的機能支払交付金事業**(老朽化が進む水路・揚水機等の補修、更新などを実施)[国50%・府25%・市25%]に取り組んでおり、事業費の実績は、平成30年度が**2,925千円**、令和元年度が**10,882千円**となっています。土地改良区の負担軽減が図られています。

### ※土地改良区会計の単式簿記から複式簿記への移行について

平成30年度の土地改良法改正に伴い、令和4年度から土地改良区の決算関係書類について、複式簿記を導入することになります。令和2年度から令和3年度は、会計処理の準備期間となるため、当土地改良区では、令和3年度の予算書を複式簿記による予算科目を試行で作成しており、科目更正による予算科目の変更があります。

### 土地改良区役員簿

<役員> 任期：平成30年5月21日～令和4年5月20日

役員	氏名	区域	役員	氏名	区域
副理事長	亀井 健司	木津町区	理事	山本 克実	木津区
理事	大野 幸男	木津町区	理事	岡田 一良	木津区
理事	福井 健二	木津町区	会計担当理事	福嶋喜久雄	鹿背山区
理事	曾我 義隆	木津町区	監事	堤 春男	木津町区
理事	生澤 誠一	木津町区	監事	木下 二郎	木津区
理事	加田 征嘉	木津区	監事	石田 義次	鹿背山区
理事長	岡嶋 和秋	木津区			

<総代> 任期：平成30年11月28日～令和4年11月27日

氏名	選挙区	区域	氏名	選挙区	区域
乾 洋敏	第1区	小寺町	三柵 精孝	第4区	三柵町
藤本 正之	第1区	小寺町	反田 善亮	第5区	5丁目
芝原 俊和	第1区	小寺町	田中 宗治	第5区	5丁目
大西 克和	第1区	小寺町	松嶋 朝明	第6区	橋本町
土井 光雄	第2区	西町	若狭 忠也	第6区	橋本町
生抜 勇	第2区	西町	石田 秀晃	第7区	畑、片山
田中 滋一	第2区	西町	天津 光博	第7区	畑、片山
小松伊佐一	第2区	西町	高間伊久己	第7区	畑、片山
大野 幸男	第2区	西町	瓦 実規也	第8区	峠町、灯籠寺、上津
山田 進	第2区	西町	岡嶋 昭	第8区	峠町、灯籠寺、上津
八木 基嗣	第3区	川原町	入田 元弘	第9区	城戸
出栗 伸幸	第3区	川原町	網田 昭夫	第9区	城戸
辰元 桃也	第3区	川原町	小川 良師	第10区	鹿背山
菅 孝悦	第4区	三柵町	谷本 義和	第10区	鹿背山

## 土地改良区からのお願い

<p><b>☆組合員の変更手続きをお忘れなく！</b></p> <p>次のような場合があったら、必ず土地改良区で手続きをしてください。</p> <p>(1)組合員が死亡したとき  (2)組合員が住所を変更したとき  (3)農業者年金の受給により経営移譲するとき  (4)売買や交換があったとき  (5)生前一括贈与するとき</p> <p>土地改良区の土地台帳は、組合員皆様からの届出により変更されます。公共機関（農業委員会・法務局）に農地の転用や売買などの異動の手続きを行っても、直接土地改良区へ届出しなければ変更できません。</p> <p><b>届出がない場合は、今までどおり賦課金を負担することとなります</b>ので、ご注意ください。</p> <p>ご不明な点は、土地改良区事務局までお問合せください。(☎ 0774-72-8597)</p>	<p><b>☆不法投棄に注意を！</b></p> <p>ため池内に、自転車やバイク等の不法投棄が発生しております。ため池や水路施設は、組合員皆さんの大切な財産です。ごみ箱ではありません。土地改良区では、市との連携を図り不法投棄の防止に努めてまいります。</p> <p>不法投棄を発見したら、土地改良区事務局までご連絡をお願いします。(☎ 0774-72-8597)</p>
<p><b>☆滞納賦課金は、新組合員に継承されます。</b></p> <p>土地改良区区域内の農地を売買するとき（競売取得を含む）や、組合員の資格を交替する場合に、その土地に滞納賦課金があると、土地改良法第42条第1項（権利義務の承継及び決済）の規定により、新たにその土地を取得した方に滞納賦課金の支払義務が生じることになります。後でトラブルが生じないように、農地の売買等の契約をされる場合は、当事者間で滞納賦課金を清算してから、所有権移転するようお願いいたします。</p>	<p><b>☆こどもの水難事故にご注意を！</b></p> <p>危険な場所には、防護柵や立看板を設置していますが、ため池や水路付近では子供達が遊ばないように、地域やご家庭でも注意を呼びかけて水の事故防止にご協力をお願いします。</p>
	<p><b>☆出水期等の適切な用水管理を！</b></p> <p>用水路の堰板等について、台風や大雨時には、外して水路管理してください。設置したままでは、用水路から越流して災害の原因となります。</p> <p>用水を安定的に配水するためには、<b>組合員の方々の適切な用水管理</b>で行われることが、最も重要となりますので、用水管理に留意してください。</p>
	<p><b>☆異常を見つけたら土地改良区に連絡を！</b></p> <p>土地改良区では、木津揚水機場から安定的に用水の供給に努めておりますが、用水管や分水施設及び揚水ポンプ等に異常・損傷を発見しましたら、土地改良区事務局までご一報をお願いします。(☎ 0774-72-8597)</p>
	<p><b>☆令和4年度に役員・総代の任期が終了！</b></p> <p><b>理事・監事は令和4年5月20日まで</b>  <b>総代は令和4年11月27日まで</b></p>